

整理番号				9
------	--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年 10月 25日	支出額	百万 千 円 384240
		※政務活動費を充当した金額を記載	

使 途	事務所家賃 6年11月～7年1月分 駐車場代 1台分6年11月～7年1月分	政務活動に使用する割合が8/10以上であるため 14月 155100 + 5000 = 160100 160100 × 0.8 = 128080 128080 × 37月 = 384240
-----	--	---

領収書等貼付欄 飯能信用金庫 支店 又 法人 内 沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代 5000 × 4台 = 20000
内1台 = 5000

貼付しないこと。
スペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
号(枝番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 129 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

3
4
5
6
7

8 D 6-10-25 送金 155,100 メイクアップター(カ)

9 D 6-10-25 送金 20,000 ヒラヌマ(カ カソリク)

1
2
3
4

1 D 6-11-25 送金 155,100 メイクアップター(カ)

2

3 D 6-11-25 送金 20,000 ヒラヌマ(カ カソリク)

4

1 D 6-12-25 送金 155,100 メイクアップター(カ)

2

3 D 6-12-25 送金 20,000 ヒラヌマ(カ カソリク)

4

5

6

7

8

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構 造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から

2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳 3 7 3 - 1 2 - 1 F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 通

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢 729-2

氏名 内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

駐車場賃借契約書

<更新契約>

賃借人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. [redacted]	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[redacted]	口座	普通 NO. [redacted]		
	[redacted]	名義	[redacted]		
メーカー、名称	[redacted]	色	登録番号		
	[redacted]	[redacted]	[redacted]		

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。
- 第9条 但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

仲介者 埼玉県飯能市仲町2 [redacted]
(甲)代理人 会平沼株式会社 商号 042(972)786 電話

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2 [redacted]
氏名 内沼博史 [redacted]

電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先 () (社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号		1	6	4
------	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年10月25日 他	支出額	百万 千 円 412800 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------------	-----	--

使 途	事務所賃借料 172,000 × 0.8 × 3ヵ月 = 412,800 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄	令和6年11月分 令和6年12月分 令和7年1月分	令和6年10月25日 令和6年11月26日 令和6年12月26日
別紙		
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)		
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。		

整理番号

164

- 2

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36303	06-10-25	10:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
		(硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリソナ
フラヒ
普通 0005992
1. アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタクセイムカットウツムソヨ様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納
付に付補和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36306	06-11-26	11:02
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
		(硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリソナ
フラヒ
普通 0005992
1. アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタクセイムカットウツムソヨ様

電話番号

取扱番号 260002

印紙税申告納
付に付補和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
36306	06-12-26	11:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
		(硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリソナ
フラヒ
普通 0005992
1. アカイワフトウサン様
登録番号 0001
ホヤタクセイムカットウツムソヨ様

電話番号

取扱番号 260001

印紙税申告納
付に付補和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蔵 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店可 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常	代表者の氏名	㊟
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※㊟は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

332

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月27日	支出額	百万 千 円 16200
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場賃借料(3台分) (令和6年11月分) $18,000 \times 0.9 = 16,200$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

No. _____

小川 たいし 事務所様

2024年10月27日

★18,000-

但 11月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

※領収
載)④

※按分

記

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下午記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 2

整理番号

78

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年11月23日	支出額	百万 千 円 270594
		※政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃貸料 3ヵ月分 (10/8・11/8・12/30)		
	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領収書等貼付欄

横川 雅也

家賃
 $(100220 \times 3 \text{ヵ月} \times 9/10 = 270,594)$
 220円賃料

4			
5	06-10-28	送金	*100,220
	年 月 日	摘 要	お支払金額 お預り金額
1	06-11-28	送金	*100,220
2	06-11-28	送金	*100,220
9	06-12-30	送金	*100,220
10	06-12-30	送金	*100,220

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

78-3
第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

振込口座

金融機関名:

普通預金:

口座名義人:

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

78-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号

1	2	1
---	---	---

ちょうふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 6年 10月 28日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>4796</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	0	4796
百万	千	円							
1	0	4796							
使 途	建物賃借料(事務所11月分家賃料・駐車場代) $116,440 \times 0.9 = 104,796$								

領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団 事務所11月分 家賃料 110,000円 駐車場代 6,000円	
キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。		別紙明細	
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38052	06-10-28	15:28	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥116,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	
お振込明細またはご案内		電信	
お受取人	カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様 電話番号 [REDACTED] 取扱番号 500002		
ご依頼人	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済		

※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3 (住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
頭書(2) 賃借条件	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)			
	物件の所有者	(住所)	(氏名)			
		(氏名)				
	使用目的	事務所				
	賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の ヵ月分) (金額) 220,000 円		
	管 理 費	月額 円(うち消費税 円)				
	共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	礼 金	(賃料の ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)					
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円			
雑 費	月額 円(うち消費税 円)					
保 險 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円			
保 証 料	円					
保 証 金	円(3.3m ² 当たり) 円	更新手数料	新賃料の 1 ヵ月分 (別途消費税)			
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却部分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) (氏名)				
	振込先	(氏名)				
	口座名義人					
	振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	110,000 円				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
 ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311

【借主】

埼玉県鴻巣市糠田1363番地1
金子 裕太

整理番号

62

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 28 日 他	支出額	百万 千 円 2 1 0 8 7
使 途	駐車場代 (R6.10月～12月分)		

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(7.810 \times 3月) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
XXXXXXXXXX	普通	XXXXXXXXXX	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2024年10月23日～2024年10月28日 照会件数：5件

2024年11月01日 12時13分24秒時点の情報です。

全件数：5件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年10月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	

全件数 : 5件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ル マサ

入出金明細

照会範囲：2024年11月28日～2024年11月28日 照会件数：1件

2024年11月29日 11時01分36秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年11月28 日	7,810円		R K S (ダイフ フドウサ	■■■■■■■■■■

全件数：1件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2024年12月28日～2025年01月07日 照会件数：3件

2025年01月07日 14時27分12秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年12月30 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■				

全件数：3件

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

私は、下記物件の原賃貸借契約を本書記載の通りの条件によって更新することに合意致します。

—物件の表示—		契約番号	
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
賃貸人(甲)			
賃借人(乙)	高橋 政雄		
契約期間	2024年2月1日 ~ 2025年1月31日		

—賃料条件—			
賃料(月額)	7,700 円(税込)		
敷 金	6,000 円		

※消費税率の改定があった場合は、その時点の税率を適用致します。

—車種名他—			
車種名	トヨタ ヴォクシー	NO.	色 黒

上記の通り、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々署名捺印の上各1通を保有するものとする。

尚、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

また、原契約に連帯保証人が付されている場合は、原契約書に基づき本契約上の乙の金銭債務、遵守義務、本物件返還義務、修繕義務等、本契約に基づく乙の甲に対する債務につき、乙と連帯して履行の責を負う。又、本契約が終了しようとも、本契約に基づく債務一切を免れることはできない。

西暦2023年 12月 4 日

甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産	
賃借人(乙)	住所		
	氏名	高橋 政雄 (印)	
	生年月日	1952/01/01	TEL 048-874-8454 携帯電話
	勤務先	エフエム浦和会	勤務先TEL 048-873-5569
	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中央270	
緊急連絡先(乙)以外の方	住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中央270	
	氏名	高橋 政雄 続柄 高橋 正	
	TEL		
仲介業者	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
		エイペックスタワー浦和中央館202	
	商 号	株式会社大和不動産	
	代表者	小山 陽一郎	
	宅地建物取引士		

整理番号

336

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

6年10月28日

支出額

百万	千	円
		9900

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所ガードシステム費
(令和6年11月分)

11,000 × 0.9 = 9,900

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

336 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、校番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2024 年 10 月 28 日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20240903014768

1 / 1

〒359-0037

埼玉県所沢市くすのき台1丁

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



前回ご請求額		ご入金額		今回ご請求額		ご請求額合計	
*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****
件名・品名／備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2024/11月度A.L.S.O.Kガードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させて頂きます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

整理番号

336 - 3

領収書貼付欄

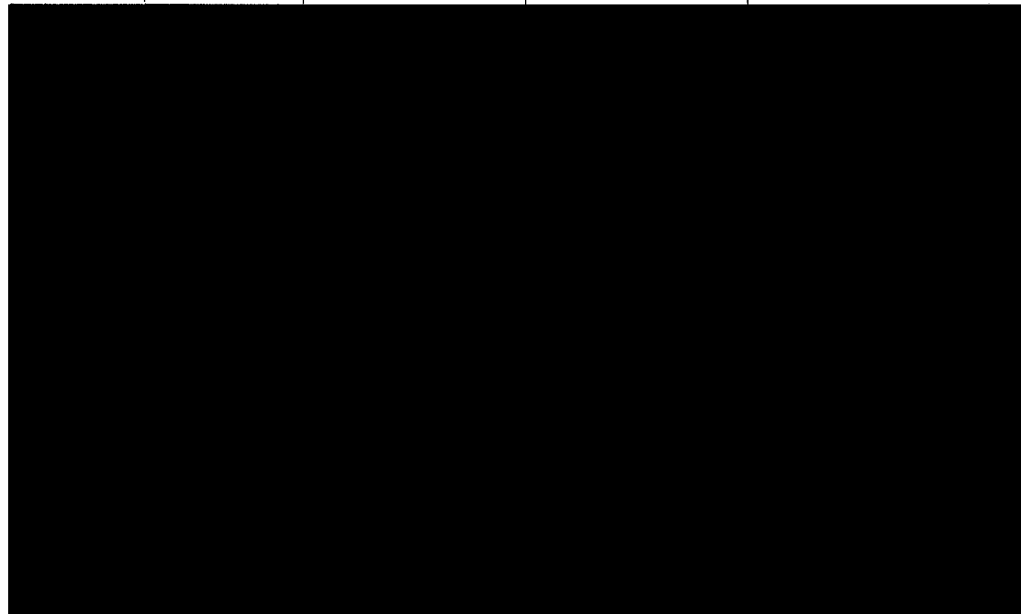
※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団



6

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
-------	-----	-------	-------	---------



06-10-28	振替	*11,000	RKS(リコー)ウケ	
----------	----	---------	------------	--



- 他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
- お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
- 本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

6

整理番号

79

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 28 日	支出額	8 2 5 0
		百万 千 円 ※政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	駐車場代 (本町事務所) $5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$ 11月～1月分 $5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$ $5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$		

領収書等貼付欄	政務活動及びその他の議員活動の 用途に使用するため1/2の按分とする
領 収 証 小島信昭 様 ★ 5,500.- 但 R6 11月 上記正に領収いたしました No. _____ 6 年 10 月 28 日 内 訳 税抜金額 消費税額等(%)	
※領 ④発 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。 な記載)。	

整理番号

79-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

6年12月5日

★5,500.-

但 12月

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コウヨ ウケ-1036

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

6年12月20日

★5,500.-

但 12月

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コウヨ ウケ-1036

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 エクラン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 〇〇と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名義 接置区画（〇〇区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー：〇〇〇〇〇〇
指定区画内には、賃借人の指定した車種のみの駐車とする。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 〇〇

氏名 〇〇

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301

氏名 小島 信昭

整理番号			6	3
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 2 日 8 12 3 0	支出額	4 7 0 7 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---	-----	--

使 途	事務所 駐車場代 (11月～1月)	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 16,700 × 0.9 = 15,030 17,800 × 0.9 = 16,020 × 2ヶ月
-----	---	--

領収書等貼付欄

口座名義 松井弘

埼玉県議会自由民主党議員団

(11月分) 賃料 16,500円

振替手数料 200円

(12月・1月分)

'06-10-23 .振替	*16,700	RKS(カツミカイワツ)	賃料 17,600円
		別紙明細	
'06-11-28 .振替	*17,800	RKS(カツミカイワツ)	振替手数料 200円
'06-12-30 .振替	*17,800	RKS(カツミカイワツ)	

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自 動 車 保 管 場 所 (車 庫) 賃 貸 借 契 約 書

名 称	芳野北町駐車場			駐車位置	番	台数	1 台	
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1							
賃 料	金	16,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料	ヶ月分(税別)
敷 金	金		円也	保証金		円	礼 金	円
契 約 車	車種	社用車		色		登録番号		
契約期間	2020年11月12日		から	2022年11月11日		迄		

貸人 借人 松井弘政務活動事務所 借人

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

資料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。
乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)

又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え
壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第 4 条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各宅通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17
氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4266
勤務先名 TEL
勤務先住所
緊急時連絡先 住所 [REDACTED]
緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
登録番号 [REDACTED]
宅地建物取引士 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所
(以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場		駐車位置	
所在地	埼玉県朝霞市本町 2 丁目 3-25			
契約期間	2024年11月12日 から 2026年11月11日 迄の 2年間 とする。			
賃 料	金 17,600 円也 (内消費税 金 1,600 円也)			
更新料	新賃料の ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。		更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷 金	金 0 円也 を既に預託済みである。			
保証金	金 0 円也 を既に預託済みである。			

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所			適格請求書発行事業者登録番号		
	氏 名			T3810233389017		
賃借人	住 所	朝霞市本町 3-4-17				
	氏 名	松井弘政務活動事務所				
	TEL	048-483-4256		携帯TEL		
	勤務先					
	勤務先住所					
	勤務先TEL					
緊急時連絡先	住 所					
	(カ ナ) 氏 名	(マツイ ヒロシ) 松井弘			賃借人との関係	本人
	自宅TEL			携帯TEL		
	勤務先					
	勤務先住所					
	勤務先TEL					

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原 2 丁目 9 番 1 号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事 (9) 第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 _____（以下「甲」という）及び賃借人 _____松井弘政務活動事務所
（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置		番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1			
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日 迄の 2 年間とする。			
賃 料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)			
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。	
敷 金	金 円也 を既に預託済みである。			
保証金	金 円也 を既に預託済みである。			

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車		

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を弐通作成し、甲乙記名押印の上、各壹通を保有する。

2022年 9 月 29 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17		
	氏 名	松井 弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	松井 弘	借主との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

＜仲介業者＞

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750
宅地建物取引士 印
登録番号

整理番号

96

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月28日	支出額	百万 千 円 61200
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所・駐車場・賃借料 令和6年11月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$
-----	-------------------------	---

領収書等貼付欄	逢澤至一郎	埼玉県議会自由民主党議員団 * 69.100 -  = 68.000 ↳ 
---------	-------	---

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-10-28 .家賃	*69,100	家賃等	

支出元 6.10.28 カ) タイムハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

＜物件の表示＞

名 称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

更新料	59,000 円（更新後の家賃の 1 ヶ月分）	更新事務手数料	0 円（消費税別途）
-----	-------------------------	---------	------------

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	0 円	62,500 円

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

2020 年 5 月 2 日

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 坪澤 圭一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-828-2111

＜緊急連絡先＞ 住所		
氏名		続柄
自宅電話番号	携帯電話番号	
勤務先名称	勤務先電話番号	

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	窪澤圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

契約者コード: XXXXXXXXXX 入居者コード: XXXXXXXXXX

更新契約書（駐車場）

質貸人 と、賃借人 逢澤 圭一郎

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約(2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

＜本件駐車場の表示＞

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名 称 加藤コーポラス

本件駐車区画

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日
までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を貸与人に、更新事務手数料を貸与人指定の者に支払う
ことを承諾します。

更 新 料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における貸借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における貸借人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途貸借人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2018 年 5 月 12 日

貸貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

貸貸人 住 所 _____
氏 名 _____

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 斎澤圭一郎

自宅電話番号 XXXXXXXXXX 携帯電話番号 XXXXXXXXXX
 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-828-2111

＜緊急連絡先＞	住 所		
	氏 名	姓 名	

自宅電話番号 携帯電話番号
勤務先名称 勤務先電話番号

車種		軽自動車・小型自動車・普通自動車		登録番号		
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン	色	白	

＜賃借住宅＞	名称	加藤コーポラス	部屋番号	101

株式会社タイセイ・ハウジー
埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

2021-07-01改

物件コード: 00039512 契約者No.:

入居者No.:

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	☒ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	---	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店

株式会社タイセイ・ハウジー

川口 営業所

TEL: 048-498-6161

種別

申込区分

□プラン変更
変更開始月
(年 月)

□記載内容変更
変更日
(年 月 日)

整理番号

92

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 28 日	支出額	1 6 2 8 9 1
使 途	事務所賃借料 (10月分) 11月分 12月分		

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,330 \times 0.9 \times 34 \text{月} = 182,891$$

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	06-10-28	お取引番	0411 002
お取引種別	お引出し		
カード番号(口読番号)	****	取引通番	0160
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129
残高	お取引時刻 14:20		
説明コード	カード入金取引番号		

ご利用手数料 ¥330

お受取人

ご依頼人

 イツカ トシヒコ様
0495212542

こと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
がない場合は、余白に補記すること。)

1万円	5万円	10万円	50万円	100万円
100円	500円	1000円	5000円	10000円

印紙税申告納
付につき宇部室

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

整理番号

92 - /

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	06-11-28	お取引店番	0400	機番	001
お取引種別	お引出し				
カード番号(口読番号)	****		取引通番	0138	
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	商支店番号	
残高					
お取引時刻	16:48	説明コード		カード入金取引番号	

ご利用手数料 ¥330

お受取人

様

ご依頼人
イツカ トシヒコ様
0495212542

印紙税申告納

付につき宇都宮

お取引金額	1万円	5千円	2千円	1千円	500円
100円	50円	10円	5円	1円	

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	06-12-24	お取引店番	0411	機番	002
お取引種別	お引出し				
カード番号(口読番号)	****		取引通番	0054	
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	商支店番号	
残高					
お取引時刻	10:37	説明コード		カード入金取引番号	

ご利用手数料 ¥330

お受取人

様

ご依頼人
イツカ トシヒコ様
0495212542

印紙税申告納

付につき宇都宮

お取引金額	1万円	5千円	2千円	1千円	500円
100円	50円	10円	5円	1円	

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登 記 簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7		家 屋 号 番 号	1976 番 7
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
面 積	専 有	59.62㎡ (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 ㎡	
	物件の所有者	(住 所)		(氏 名)	
(2) 賃貸借条件	使 用 目 的	☒ 店舗 (その種類:) ☐ 事務所 ☐ その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000 円 (税込)	管 理 費	(月額) 円	(消費税) 円 (込)
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円	(消費税) 円 (込)
	保 証 金	(3.3㎡あたり) 円	看板使用料等	(月額) 円	(消費税) 円 (込)
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	☐ 建物明渡し時に %		☐ 契約更新時毎に %	
		(金額) 円		(金額) 円	
		(消費税) 円 (込)		(消費税) 円 (込)	
	☐ その他				
	(償却分は、償却時から 10 日以内に補填しなければならない。)				
	借 礼 金	(賃料の ヶ月分) 円	付 属 施 設 料	(月額) 円	(消費税) 円 (込)
	火 災 等 保 険 料	実 費			
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 11 日 から 令和 9 年 4 月 10 日迄の 3 年間				
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所)			
		(氏名)			
	振 込 先		振込金額合計		
	(フリガナ)		(振込料は乙の負担とする。)		
口座名義人		金 60,000 円			
翌月分を毎月末日迄前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄入金を確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵一覽	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 6 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED]	〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED]	飯塚 俊彦
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (12) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED]	登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印

整理番号

1129-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 29 日	支出額	2 千 9 百 0 千 4 百 0 円
-------	--	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所駐車場代(8//月~10//月分) $12,100円 \times 3か月 \times 8/10 = 29,040円$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	---

領収書等貼

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-10-29	14:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 千 円		円

※領収
※領収
(別紙)

用すること。

お振込明細またはご案内	
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フツカイステート(カ様)
ご依頼人	アサイアキラ セイムカット"ウツ"ムソヨ様
電話番号	048-962-5777
取扱番号	290008

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

129 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-11-28	14:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(破 真)
円 千 円 千 円		円

	お振込明細またはご案内		電信
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フツカイステート(カ様)		
	アサイアキラ セイムカツト ウツムツヨ様		
ご依頼人	電話番号 048-962-5777 取扱番号 280003		印紙税申 付につき お送り先 宛先

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号

129 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-12-27	14:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (印) 証
円 円 円		電信
お振込明細またはご案内		
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フツカイステート(カ様)	
ご依頼人	アサイアキラ セイムカットウツムツヨ様	
電話番号	048-962-5777	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	270010	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5
 名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃 料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各々月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各々通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主（乙） 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 浅井 明
電話 048-962-5227

整理番号

127-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年10月30日
支 出 額	百万 千 64000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使 途	11月分事務所賃借料
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1 階 N03 号室
所在地（住居表示）	埼玉県東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1 階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2 台分） 電気湯沸かし器 1 個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年	0 月間
終期	令和7年6月30日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月間前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3 年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う ☒ 振込 ☐

家財保険は借主人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

127-2

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話
----	----	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄に記載すること

建物の所有者	住所	氏名
--------	----	----

(6) 連帯保証の極度額	極度額	円
--------------	-----	---

(7) 家賃債務保証業者	商号または名称	電話
家賃債務保証業者	所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐ 有・☐ 無）

更新料の金額	☐ 新賃料の ヶ月分・ ☐ 円
契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の修繕作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白	

特約事項

- 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。
クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費の場合は敷金を充当させていただきます。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させていただきます。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行います。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人（記）名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）	
（氏名）	

借主（住所）	
（氏名）	中屋敷 慎一

連帯保証人（住所）	
（氏名）	
（極度額）	円
（電話番号）	

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

整理番号

128

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年10月30日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							
使途	11月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため								

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****000000
取扱店	お取引日	時刻
38041	06-10-30	11:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使 認 証
円 千 円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人	登録番号 0004
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様
電話番号	048-541-8110
取扱番号	300031

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

941

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	6 年 10 月 30 日	支出額	百万 千 円 297396
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	7: 事務所費 (事務所賃借料) $330,440 \times 90\% = 297,396$ R6, 11月 ~ R7, 1月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 REGIO

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	06-10-30	09:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥330,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬 C 認証 円 円 円

お振込明細またはご案内

お受取人 ご依頼人	三井住友銀行 春日部支店 普通 7128326 か) カスカベ"シツ"ユウタクキョウト"ウハ様
	シラトユキヒト セイムカット"ウツ"ムシヨ様
	電話番号 048-795-7140 取扱番号 300001
	印紙税申告納 付に付き浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年、②月、③日に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101			区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4			
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
	面 積	49㎡			
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. [REDACTED]		
	本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	[REDACTED]	
	☐		
	☐		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株) 春日部市住宅共同販売センター		
所 在 地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

1, 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。 2, 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。 3, 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

整理番号

105

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 1 0 月 3 0 日 11月27日・12月12日
支 出 額	百万 千 3 3 6 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 80% = 336,000 円)
使 途	事務所賃料 (10・11・12 月分)
支 出 先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃貸借契約書

貸主

(以下甲という)と

借主 立石 泰 広

(以下乙という)と 連帯保証人

(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責は負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月 2 日

(甲) 賃貸人

住 所

氏 名

(乙) 賃借人

住 所

氏 名

立石泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住 所

氏 名

TEL

仲介業者

埼玉県知事 (13) 第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7344

宅地建物取引士

登録番号

整理番号			2	4
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"><tr><td></td><td>6</td></tr></table> 年 <table border="1"><tr><td>1</td><td>0</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>3</td><td>1</td></tr></table> 日 6年11月29日 6年12月30日		6	1	0	3	1									
	6															
1	0															
3	1															
支 出 額	<table border="1"><tr><td colspan="2">百万</td><td colspan="2">千</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td></td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円×0.9×3ヵ月＝243,000円)	百万		千							2	4	3	0	0	0
百万		千														
	2	4	3	0	0	0										
使 途	11月分、12月分、令和7年1月分 事務所賃借料															
支 出 先	大和リビング株式会社															

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	

整理番号

		2	5
--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 1 0 月 3 1 日 6年11月29日 6年12月30日
支 出 額	百万 千 4 7 5 2 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円×2台×3ヵ月×0.9=47,520円)
使 途	11月分、12月分、令和7年1月分 事務所駐車場代
支 出 先	大和リビング株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



〈頭書〉

(1) 物件の表示	駐車場名	コスモス 駐車場
	所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
(2) 駐車車両	区画番号 (1)	
	区画番号 (2)	
	車名 (1)	車体の色
	自動車登録番号 又は車両番号	排気量
	車名 (2)	車体の色
	自動車登録番号 又は車両番号	排気量
(3) 当事者の表示	貸借人 (甲)	*****
	貸借人 (乙)	*****
	宇田川 幸夫	*****
(4) 期間	車名 (1) の 車両使用者	*****
	契約期間	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間
(5) 賃料等・支払条件	駐車料	¥8,800- 金 融 機 関
	店 名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	
	支払方法	自動口座振替・クレジットカード・上記口座振込
	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	支払合計	¥8,800-
	遅延損害金	年14.6% (年を365日として日割計算)
	日割賃料等 算定基準	1ヶ月を暦日とする
(6) 延度額	*****	*****
(7) 管理・連絡先	名 称	大和リビング株式会社
	所 在 地	八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨
	電 話	埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5
	先 住 居	ストライプ 1階
	連絡先	048-999-7180
	フリーダイヤル	0120-200-850 (ダイヤリリビングフオメーションセンター)
(8) 特約・特記事項	別紙貸借契約書特約・特記事項参照	

契約締結日

西暦 年 月 日

賃貸人(甲)

賃貸人(甲)の代理人

賃借人(乙)

賃借人の概要

保証会社

緊急連絡先

媒介

媒介

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

住所

フリガナ

氏名

メールアドレス

所在地

社名

書類送付先

担当部署

担当者名

電話番号

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

FAX

電話

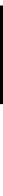
FAX

電話

FAX

電話

FAX



大和リビング株式会社 様式LBBB 240A

整理番号

79

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年12月27日	支出額	百万 千 円 56997
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場賃貸料 3ヵ月分 (10/31・11/29・12/27) (株)松城不動産 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄

横川雅也

$(21,000 + 110) \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{9}{10} = 56,997$
 手数料

7				
8				
9	06-10-31	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
10	06-10-31	手数料	*110	
7	06-11-29	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
8	06-11-29	手数料	*110	
9				
10				
5	06-12-27	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
6	06-12-27	手数料	*110	
7				
8				

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]

車種	軽自動車・初秋	車番		色	グレー
----	---------	----	--	---	-----

契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
 なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
 現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
 消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
 *弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、
 乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者	続 柄	事務員
		携 帯	[REDACTED]

(甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

(乙)

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
 株式会社 松堀不動産

会社名 横川雅也事務所
 県政調査室
 電話番号 TEL (0493)77-5050
 FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

5 年 7 月 10 日

整理番号

49

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 1 0 月 3 1 日 11/29,12/27
支 出 額	百万 千 1 0 8 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)
使 途	事務所家賃(10～12月分)
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



印

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

整理番号

144

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】		
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費		
	9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	6年10月31日	支出額	百万 千 円 40000
		※政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃 11月分 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$		
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団	



領収書

関根信明 様

領収日 2024-10-31
領収書番号 REC-0000000063
登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社

高橋 満広

331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2024年11月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

請求書

関根信明 様

請求日 2024-10-31
請求書番号 INV-0000000158
登録番号 T5030001108388

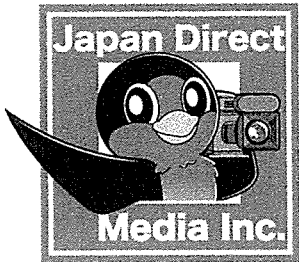
いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

件名 2024年11月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789
7/25日進

小計	消費税	請求金額
50,000円	0円	50,000円

入金期日	振込先
	武蔵野銀行 宮原西口支店 普通口座 1081177 ニホンダイレクトメディア(カ)



摘要	数量	単価	明細金額
2024年11月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

備考

整理番号

120

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月31日 11月29日、12月31日
支出額	$87,593 \times 3ヶ月 = 262,779$ $262,779 \times \frac{9}{10} = 236,502$ 百万 千 236502 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため)
使途	家賃、共益費、馬車場料金(10月11月12月分)
支出先	(有)村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸 主 有限会社村田管理サービス 様

借 主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☒ 媒介 ・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 1908 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県さいたま市中央区鈴谷	事務所所在地	
商号	株式会社 グッドステ	商号	
代表者等	益子 賢治	代表者等	
登録番号		登録番号	第 号
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

(内部造
第14条

(修繕)
第15条

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。

3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。

4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。

3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(連帯保
第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄
第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約
第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報

二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額

三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

一 財産および収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号				
	1	0	9	

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年10月31日 他	支出額	百万	千	円
				179388	
			※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	事務所賃貸料				
199,320 × 0.90 = 179,388.0					

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

③事務所賃貸料(令和6年11月～令和7年1月分)
⑤高橋稔裕
政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します

別紙明細

198,000

1320〔振込手数料〕

199,320

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

③事務所賃貸料(令和6年11月～令和7年1月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56706	06-10-31	15:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人
サイタマケソソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツヒ"ソソ"ト"ウツヤハソハ"イ(カ様
登録番号 0001

ご依頼人
タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300166

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56706	06-11-29	11:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人
サイタマケソソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツヒ"ソソ"ト"ウツヤハソハ"イ(カ様
登録番号 0001

ご依頼人
タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400307

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	06-12-27	10:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 **電信**

お受取人
サイタマケソソソキン
カリ
普通 0661651
クキミツヒ"ソソ"ト"ウツヤハソハ"イ(カ様
登録番号 0001

ご依頼人
タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400199

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1					
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社					
賃借人	住所						
	氏名	高橋 稔裕					
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）						
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）						
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。						
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。						
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。						
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。						
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。						
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能						
振込先	 (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)						

整理番号

65

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 31 日	支出額	百万 千 円 3 7 3 8 6
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	セキュリティ代 (R6. 10月、11月分)		

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(20,000 + 21,540) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

11/11/2016

請求書番号	2410843350
登録番号	T6011001035920



通信欄	
-----	--

$$\left(\begin{array}{c} 1 \\ \hline 1 \end{array} \right)$$

コード	契約コード	ご契約対象／ご請求内容	発生日／対象期間	本体価格／税額	合計金額
		事務室 様 ご契約料	2024/10/01～2024/10/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
			税込合計金額		¥20,000

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2024年11月28日～2024年12月06日 照会件数：3件

2024年12月06日 13時49分03秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年12月02日	21,540円		セコム	

全件数：3件

© 2006 The Authors

登録番号	T6011001035920
------	----------------

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1001-1005.

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

也 曰 公

消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥21,540	¥1,958
合計金額	¥21,540	¥1,958

お知らせ	
------	--

★印は2024年11月1日よりご契約料金が変更になっています。詳しくは弊社からのご案内文書または弊社HPをご参照ください

$$(1/1)$$

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

整理番号

337

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月31日	支出額	百万 千 円 121896
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借(11月分) $(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39841	06-10-31	09:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬) G 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマケンソソキン
サカト
普通 8289798
ファイニステート(カ様
登録番号 0005
オカワタツ セイムカット ウツムヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 300394

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

[振込手数料]

用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③領収者(別紙記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること、印紙税がない場合は、※印で消してあります。→ されたか分かるような記載すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	氏名
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-8-2 ファイブエース・サービス株式会社 代表取締役 伊藤 浩二 TEL049-288-1101	業務所のある地所 所在地・名称 TEL049-288-1101	取引態様

1. 物件の表示等	所在地 埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	築年月 1998年2月
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
貸主氏名	住所: 埼玉県坂戸市八幡2-3-2
管理の委託先	ファイブエース・サービス株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項	住所: 埼玉県坂戸市八幡2-3-2
所有人名義人氏名	住所: 埼玉県坂戸市八幡2-3-2
甲区 所有権にかかわる権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有

3. 設備状況等	坂戸水道企業団 049(283)1952
水道	坂戸水道企業団 049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用) 0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用) 0120-352-025
排水	公共下水
台所	専用
トイレ	専用(水洗)
浴室	無
給湯	有(設置物扱い)

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有・該当する法令を○で囲むこと	※店舗内の物は全て残置物
①新住宅市街地開発法 ②都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法	
5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か	土砂災害警戒区域外
6. 当該建物が造成地防犯区域内か否か	造成地防犯区域外
7. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か	津波災害警戒区域外

8. アスペクトの調査に関して(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄 (3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項	1. 協議の上 3年毎に更新することができる。 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)
敷金等の精算	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
に関する事項	2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
(有)	3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します	
②借主が本契約が終了したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)	
した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、貸主に對し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するための禁止事項の行い、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することが出来ます。

14. 建物完成時の形状・構造等 該当しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 無し
16. 金銭貸借のあつせん	無し
17. 供託所等に 関係する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 所屬地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市西瀬1-11-39 弁済業務保証金の供託所 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-8

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額 185,000円を支払うことを承諾します

令和4年2月12日

住所 氏名 () 直志

整理番号

79

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月29日	支出額	百万 千 円 2 4 4 1 7 5
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	豊岡事務所家賃として(令和6年11月分、12月分、令和7年1月分まとめて) 家賃1か月80000+駐車場1か月10000+(振込手数料440×90000/91000)=90435 90435×3か月=271305、271305×0.9=244175 政務活動に使用する割合が9/10以上である為		

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49741	06-10-31	11:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証

お振込明細またはご案内

ミツビシユー・イフツ・イー

普通 様

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット・ウツ・ムツヨ様

電話番号 300079

取扱番号 300079

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49741	06-11-29	13:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証

お振込明細またはご案内

ミツビシユー・イフツ・イー

普通 様

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット・ウツ・ムツヨ様

電話番号 400472

取扱番号 400472

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

整理番号			79	-	1
------	--	--	----	---	---

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

振込金額91000円の内、1000円は水道料金
(水道料金は事務費で計上)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49741	06-12-27	12:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		J C 認証
円	千円	円

お受取人 ご依頼人	お振込明細またはご案内		電信
	ミツビシ・シュ・Iフツ・Iイ		
	普通		
	様		
	登録番号 0004		
	マツモトヨシアキセイムカット・ウツ・ムシヨ様		
	電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号	400329	

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設		無し		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2ヵ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1ヵ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込	XXXXXXXXXX	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 狭山台	又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川敏	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名	[REDACTED] 印	氏 名	
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

		4	3
--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>6</td> <td>年</td> <td>1</td><td>0</td> <td>月</td> <td>3</td><td>1</td> <td>日</td> </tr> </table>	0	6	年	1	0	月	3	1	日
0	6	年	1	0	月	3	1	日		
支 出 額	11/29 12/31 百万 千 <table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td></td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>8</td><td>2</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 $55000 \times 3 = 165000$ $165000 + 1980 = 166980$ (按分した場合の積算方法 (振込手数料) $660 \times 3 = 1980$ $166980 \times 0.9 = 150282$)		1	5	0	2	8	2		
	1	5	0	2	8	2				
使 途	事務所 11月、12月、1月賃料 管理費含む									
支 出 先	有限会社 秋谷商事 秋谷徹雄									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟 2 階 202 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地 (登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸		
	種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月
	面 積	41.42 m ²		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治活動(松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所 在 地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

		年	月	日
甲・貸主	氏名	有限会社 秋谷商事		
	住所	埼玉県吉川市保1丁目32番地		
乙・借主	氏名	松澤 正		
	住所	埼玉県吉川市中野100番地3		
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	円		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 秋谷 徹	代表者の氏名	印
	免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	() 第 号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事 務 所 名	有限会社 秋谷商事	業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			46
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	0 6 年 1 0 月 3 1 日	支出額	百万 千 円 2 7 5 9 4
			※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	11/29 12/27 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $10000 \times 3 = 30000 + 660 = 30660 \times 0.9 = 27594$ 事務所駐車場代(2台)11,12,1月分 (来客1、職員1)		

領 収 書 等 貼 付 欄

領収書等詳細別紙添付

埼玉県議会自由民主党議員団

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

46-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会自由民主党議員団

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0010
取 扱 日	口 座 番 号 等		
06-10-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お 取 引 後 残 高		
時刻	08:57	¥	
お支払可能残高		¥	

マツサワタダシケンキ
 カイギインジムショタ
 様

048-945-0992

* 印 線 務 申 告 納
 使 務 * * * *
 * 税 務 署 承認 済

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0013
取扱日	口座番号等		
06-11-29			
お取引内容		お振込み	
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	09:30		
お支払可能残高			

マツサワタダシケンキ
 カイギインジムショタ
 様

048-945-0992

* 印 線 務 申 告 納
 使 務 * * * *
 * 税 務 署 承認 済

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0018
取扱日	口座番号等		
06-12-27			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	09:29	¥	
お支払可能残高		¥	

マツサワタダシケンキ
 カイギインジムショタ
 様

048-945-0992

* 印 線 務 申 告 納
 使 務 * * * *
 * 税 務 署 承認 済

JAバンク

駐車場使用契約書

貸主 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名 称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年7月1日から 令和6年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
------------	--------------------------------------	--	--

支払期限: 毎月 日までに ☐ 当月分・☒ 翌月分 を支払う

支払方法	☐ 口座振替 ☒ 振込み	金融機関: 口座番号: 口座名義人: TEL:
	☐ 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号	

管 理 業 者	商号又は名称
所 在 地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣 () 第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管 理 担 当 者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

管 理 業 者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣（ ）第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管 理 担 当 者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号（ ）第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣（ ）第 号

頭書(7) 更新に関する事項

--

頭書(8) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸 主	氏名	
	住所	

乙・借 主	氏名	松澤 正
	住所	埼玉県吉川市中野100-3

整理番号

105

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月31日、11月29日、12月27日
支 出 額	百万 千 3 9 1 5 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円 × 9/10 × 3ヶ月 = 391.500円)
使 途	11,12,1月分事務所賃借料
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



105-2

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

（上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

第3条 賃賃料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

（第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

- 第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第 1 条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡さなければならない。

- (特約事項)

[REDACTED]

[REDACTED]

105-4

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

賃貸人(甲) 住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

[REDACTED]

借人(乙) 住 所

[REDACTED]

氏 名

新井 一徳

[REDACTED]

本 籍 地

[REDACTED]

勤 務 先

[REDACTED]

電話番号

048(594)1600

整理番号

283

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年 10 月 31 日
支 出 額	百万 千 11200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $14000 \times 0.8 = 11200$)
使 途	事務所駐車場代とに(19.25.10月分)
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	恵田市東6丁目5番地	第 号
車種及びナンバー		
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
第1条 賃借借契約は、
5年6月6日より、
5日迄1ヶ月とする。賃し期間満了の場合、必要あれば当事
者合議の上本契約を更新することが出来る。
第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して
支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有
無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
除し、乙は即時明け渡すものとする。
第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き
他車の出入を妨げないこと。
第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、
甲は直ちに解約することが出来る。
第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により
危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その
他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべ
き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
損害を賠償するものとする。
第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い
通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
て各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 理
借主(乙) 住 氏 所 名 理

新伊久磨

自印更新中

駐車場賃貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地	第 号
車種及びナンバー		
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、締結を締結する。
- 第1条 賃貸借契約は、~~2015~~2016年10月10日迄とする。貸し期間満了の場、必要あれば当事者合議の上、本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き、他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を結算するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に捺印して各1通を所持する。

2015年10月10日

貸主(甲) 住 氏 所 名 田
借主(乙) 住 氏 所 名 田

自印更新中

整理番号

0051-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分

（該当する経費の
番号を○で囲む）

【調査研究・政策立案活動費】

1：調査研究費 2：グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費

【経常的経費】

6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日

06年10月31日 他

支 出 額

百万 千
105000円

賃貸料 一か月 50,000円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする
（按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000

使 途

11月分～1月分 事務所賃借料

支 出 先

株式会社末広不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

杉田 茂実



0051-2

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産 (以下「甲」という。) と借主 杉田 茂実 (以下「乙」という。)
と、連帯保証人 (以下「丙」という。) とは、この契約書により頭書に表示する不動産に
関する賃貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

建 物	名 称	本町1丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		(登記簿) 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
	面 積	264.30㎡ (79.95坪) ※専有部分面積		
	賃貸方法	事業用賃貸借契約		
	附 属 施 設			

頭書 (2) 事業内容 (具体的に記載すること)

埼玉県議会議員事務所

頭書 (3) 契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

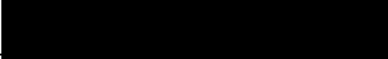
0051-3

頭書 (4) 賃料等

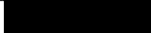
賃貸料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写しを提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件			
貸与する鍵	鍵No		
	本数		
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込	
賃料等の 支払方法	☒ 振込		
	☐ 持参	持参先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL			
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	090-3211-6225		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名			
	賃貸不動産経営管理士：登録番号			
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ
	住所	貸主と同じ

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。

尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。

また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。

※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。

乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。

※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。

※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。

尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。

※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）

また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。

※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。

鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。

また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。

※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。

※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。

※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。

※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。

乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。

※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0051-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-3211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)		
保証機関				

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年 7月11日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	事務所所在地 TEL	

※ 印 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。
3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額———万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書（8）に記載するとおりとする。